

令和 6 年度

大井川地区(東河内 62 崩)直轄治山工事(R 6 補正)

特 記 仕 様 書

第1条 適用

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、治山工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。本工事の施工にあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 保険の付保及び事故の補償に関する付則

1. 標準仕様書 1-1-1-47 の5項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度も含まれるものとする。

なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合には、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

2. 標準仕様書 1-1-1-47 「保険の付保及び事故の補償」第5項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

第3条 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第4条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

治山工事共通特記仕様書第15条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 域 等
なし		

第5条 三者会議

本工事では、森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

第6条 現場環境の整備（快適トイレ）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、治山事業共通特記仕様書第14条1項に記載の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

ここに記載の【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当（10,000円/月）を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

第7条 ICT活用工事について

1 ICT活用工事

本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用するICT活用工事（受注者希望型）である。

ICT活用工事を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。

2 対象工事

ICT活用工事の対象工事については、以下の（1）～（8）によるものとする。

- （1）土工
- （2）付帯構造物設置工
- （3）法面工
- （4）作業土工（床掘）
- （5）舗装工
- （6）土工1,000m³未満
- （7）小規模土工
- （8）擁壁工

なお、詳細は上記（1）～（8）に該当する「森林整備保全事業ICT活用工事（〇〇）」試行実施要領によるものとし、林野庁ホームページ（ホーム>分野別情報>森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等>森林土木分野におけるICT施工及び3次元データの活用）を参照のこと。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

3 ICT活用工事の実施

建設プロセスの以下の段階においてICT施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。

① 3次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ICTを用いた起工測量または従来手法による起工測量を選択できる。

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、「表1 ICTを用いた起工測量適用表」から選択（複数以上可）して測量を行うことができるものとする。

表1 ICTを用いた起工測量適用表

	対 象 工 事	
	ICTを用いた起工測量	<ul style="list-style-type: none"> ・土工 ・付帯構造物設置工 ・法面工（法面整形工のみ） ・作業土工（床掘） ・土工 1,000m³ 未満 ・小規模土工 ・擁壁工
空中写真測量（無人航空機）	○	×
地上型レーザースキャナー	○	○
TS等光波方式	○	○
TS（ノンプリズム方式）	○	○
RTK-GNSS	○	×
無人航空搭載型レーザースキャナー	○	×
地上移動体搭載型レーザースキャナー	○	○
その他の3次元計測技術	○	○

※「○」：適用可、「×」：適用不可

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に3次元設計データを活用する。

ICT建設機械による施工においては、②で作成した3次元設計データを用いて、3次元MC又は3次元MGを作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

(1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

「3次元MC」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術。

「3次元MG」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイド技術。

表2 ICT建設機械による施工適用表

	対 象 工 事	
	ICT建設機械による施工	<ul style="list-style-type: none"> ・土工 ・法面工（法面整形工のみ） ・作業土工（床掘） ・舗装工 ・土工 1,000m³ 未満 ・小規模土工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、「表3 ICTを用いた出来形管理適用表」または「表4 ICTを用いた品質管理適用表」から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとするが、面管理又は管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。

表3 ICTを用いた出来形管理適用表

ICTを用いた 出来形管理	対 象 工 事							
	土工	付帯構造 物設置工	法面工	作業土工 (床掘)	舗装工	土工 1,000m ³ 未満	小規模 土工	擁壁工
モバイル端末	×	×	×	×	×	○	○	×
空中写真 (無人航空機)	○	○	○	×	○	○	○	○
地上型レーザー スキャナー	○	○	○	×	○	○	○	○
TS等光波方式	○	○	○	×	○	○	○	○
TS等光波方式 (ノンプリズム方式)	○	○	○	×	×	○	○	○
RTK-GNSS	○	○	○	×	×	○	○	○
無人航空機搭載 レーザースキャナー	○	○	○	×	×	○	○	○
地上移動体搭載型 レーザースキャナー	○	○	○	×	○	○	○	○
施工履歴データ	○	×	○ 土工	×	×	○ 土工	○ 土工	×
地上写真測量	○	×	○ 土工	×	×	○ 土工	○ 土工	×
その他の3次元 計測技術	○	○	○ 法面整形 工のみ	×	×	○	○	○
TS・GNSS (締固め回数)	○	×	×	×	×	×	×	×

※「○」：適用可、「×」：適用不可

舗装工の表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、「ICTを用いた品質管理適用表」を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

表4 ICTを用いた品質管理適用表

ICTを用いた 品質管理	対 象 工 事							
	土工	付帯構造 物設置工	法面工	作業土工 (床掘)	舗装工	土工 1,000m ³ 未満	小規模 土工	擁壁工
TS・GNSSを用いた回数管理及び従来手法	○	×	×	×	×	×	×	×

※「○」：適用可、「×」：適用不可

土工については、受注者は、治山・海岸土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごとに、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等の場合は、監督職員と協議の上、TS・GNS Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

4 ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

5 ICT活用工事で使用使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。

6 森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7 疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第8条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第9条 ICT活用工事の費用について

1 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者と協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の（1）～（8）の該当する項目により計上すること。

（1）森林整備保全事業ICT活用工事（土工）試行積算要領

（2）森林整備保全事業ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領

（3）森林整備保全事業ICT活用工事（作業土工（床掘））試行積算要領

（4）森林整備保全事業ICT活用工事（法面工）試行積算要領

（5）森林整備保全事業ICT活用工事（舗装工）試行積算要領

（6）森林整備保全事業ICT活用工事（土工1,000m³未満）試行積算要領

（7）森林整備保全事業ICT活用工事（小規模土工）試行積算要領

（8）森林整備保全事業ICT活用工事（擁壁工）試行積算要領

（9）その他の工種においては、見積による対応とする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

なお、詳細は上記（1）～（7）については、該当する「森林整備事業ICT活用工事（〇〇）試行積算要領」によるものとし、林野庁ホームページ（ホーム>分野別情報>森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等>森林土木分野におけるICT施工及び3次元

データの活用)を参照のこと。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

2 施工合理化調査等を実施する場合はこれに協力すること。

第10条 施工計画書の作成

受注者は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

第11条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第12条 遠隔臨場の取り組みについての評価について

本条の取り組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取り組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

第13条 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について

森林整備保全事業標準仕様書 1-1-1-13「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうねデータを記録し、発注者（監督職員経由）へ提出すること。

第14条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第15条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第16条 航空レーザ測量データの活用について

発注者が保有する資料等は、支障のない範囲で貸与若しくは閲覧できる。なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。

また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。

保有する資料の一例は次のとおり

(1) 関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ

(2) 国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ

第 17 条 森林整備保全事業工事仕様書に対する特記事項

「森林整備保全事業工事標準仕様書」に対する特記事項は次のとおりとする。

条 項	項 目	特 記 事 項
1-1-1-28	工事現場管理	工事表示又は工事を周知する掲示物へ「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。なお、記載内容の詳細については監督職員の指示によること。